

令和6年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

令和7年3月4日

3月4日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「農地中間管理権設定」
日程第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第6 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第8 報告第3号 5条制限除外
日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
4番	芹	川		幹	5番	鈴	木	健	夫
6番	山	田	宏	一	7番	栗	山	雅	幸
8番	石	橋	清	勝	9番	平	川	君	子
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武
12番	飯	森		孝	13番	高	松	多	可
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 1名

3番 熱 田 英 夫

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 鵜 田 静 子

農地班長 越 川 泰 克 副 主 幹 林 光 夫
主 查 菅 谷 和 美

開会 午後 3時00分

議長 それでは、今日の出席委員の確認をいたしますけれども、3番の熱田英夫委員が急遽欠席になりました。したがって、出席委員は18名です。総会は成立をしております。

◎開 会

議長 それでは、ただいまから令和6年度第12回農業委員会総会を開会いたします。これより会議に入ります。審議のほどよろしく願います。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。議長指名とさせていただきます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員として、9番 平川君子委員、10番 寺島美幸委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをします。本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 それでは、早速日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから4ページで、整理番号は1番から14番です。

整理番号1番、譲受人が営農型太陽光発電施設用地として利用するに当たり、下部農地所有者と区分地上権を設定するための更新の申請です。

整理番号2番、譲受人が〇〇〇に〇〇〇〇〇〇して新規就農するため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番及び4ページの13番は、譲渡人が農業者年金を受給中のため、経営移譲した息子と使用貸借権設定の再設定を行うものです。

整理番号4番、農業後継者の息子が親から贈与を受けるものです。

整理番号5番、6番、7番及び4ページの12番、14番はそれぞれ譲受人が自宅や自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号8番、9番は譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号10番、譲受人が法人を設立して家族経営から法人経営に移行するため、〇〇の農地と賃貸借権の設定を行うものです。

整理番号11番、譲渡人が農業経営廃止のため、贈与により所有権移転を行うものです。

以上14件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

10番寺島委員 去る2月25日火曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は14件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第1号、整理番号11番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号11番について、14番 片野壽夫委員。

14番片野委員 整理番号11番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、○○○○○○○○である当該譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の○○から近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号11番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号11番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の11番の案件を除く13件について審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番から4番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 それでは、整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、議案第3号、整理番号1番の営農型太陽光発電施設の更新申請に関連するものです。営農については、譲渡人が榊の作付けを継続しており、当該農地の空中に設定された区分地上権を更新し、当初に設置されたパネルにより、引き続き営農型太陽光発電を行うものです。

なお、本案件の区分地上権の許可につきましては、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に併せることが望ましいと思われま

す。また、農地法第5条の一時転用の許可と同時に、農地法第3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

次に、整理番号2番について、寺嶋推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に新規参入をするため、自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けた意向があり、相続した農地を整理したい譲渡人と売買による所有権の移転の協議が調ったものです。

また、当該譲受人から提出された農業経営実施計画書によりますと、申請地では大豆の作付計画があり、5年後の作付面積は合計10ヘクタールを目標としており、今後は米の耕作も計画されています。

については、農業経営の実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

す。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

続きまして、整理番号3番について、都祭推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の再設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断します。

以上。

整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により所有権移転を行うものです。

については、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思いま

す。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、3番 熱田英夫委員でございますが、先ほど申したとおり本日は欠席でございますので、事務局より意見書の代読を急で申し訳ありませんがよろしくをお願いします。

事務局主査 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が当該農地の隣接地を耕作していることから、耕作の合理化を図りたい意向があり、このたび譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号6番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号6番について、林推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅の近くにある耕作に便利な農地であり、通年にわたりツツジ、まき等の植木の苗木を栽培する農地として既に譲渡人から借り受けており、引き続き販売及び寄付用の植木の苗木を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号7番について、鈴木 清推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣地を耕作しているから、耕作の合理化を図りたい意向があり、相続して取得したが耕作できないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8番、9番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号8番、9番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号8番及び9番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲渡人が農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅に近く耕作に利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号10番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号10番について、相馬推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に新規参入するに当たり、当該法人代表取締役の〇〇が所有する申請地が本人の自宅から近く、通作に利便であることから、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

また、当該法人から提出された農業経営実施計画書によりますと、主食用米の耕作を計画しており、5年後の作付面積は合計25ヘクタールを目標としております。

については、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号12番について、15番 富澤克彦委員。

15番富澤委員 整理番号12番について、現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性がよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買する所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号13番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7 番鶴澤委員 整理番号13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号14番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号14番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地が近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

説明は以上で、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

議案第1号、整理番号11番の案件を除く13件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号11番の案件を除く13件については、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条許可申請の案件について、概要を説明します。

ページは5ページで、整理番号は1番のみです。

整理番号1番、転用目的は長屋住宅用地です。

農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続になります。

以上、1件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

10番寺島委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明があります。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号1番について、現地調査等を行った結果ご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇との〇〇〇の〇〇に位置する農地になります。

申請人は、周辺の住環境が整っており、賃貸事業として見込めるため、自己所有の長屋住宅の隣接地に同様の長屋住宅を1棟建築する計画です。

申請地では、埋立て等を行わず、排水については雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、西側市道側溝に放流します。

また、敷地周辺にはコンクリートブロックとフェンスを設置し、土砂が周囲に流出しないよう施工します。

なお、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは6ページから8ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、転用目的は営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

農地区分は、不許可例外事由Cの仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。

整理番号2番及び3番は、同一事業のため一括して説明をします。

転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、〇〇の〇からおおむね〇〇メートル以内に立地していることから、第3種農地となります。

整理番号5番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は従業員の宿舍用地で、権利の内容は賃貸借権設定です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

以上、7件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

10番寺島委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇メートルほど進んだ〇〇です。〇〇〇には〇〇〇〇があります。

なお、この案件は先ほど議案第1号の3条申請で出たところと同じところ です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する再生可能エネルギー事業などを営む法人です。

申請地は、既に一時転用の許可を受けた農地であり、今回2度目の更新になります。

申請地面積2,550平米のうち、パネル設置面積は492平米で、支柱の高さは地上高が2メートル以上確保され、配置も周辺の営農に支障がないと考えられます。パネルの下には柵を栽培しており、出荷まで1、2年はかかりますが、生育状況は順調です。

下部の農地で営農状況や管理の状況などいずれも問題なく、事業計画どおりに転用されており、今後の継続も確実性があります。周辺農地の営農に支障を生じていることもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番については、3番 熱田英夫委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 整理番号2番及び3番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

同一案件のため、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇方面約〇キロ、〇〇〇〇〇〇の〇〇と〇〇に挟まれた〇〇に位置する農地になります。

譲受人は、〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である

申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理とします。

また、被害防除対策として外周にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではありませんが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の水路が隣接していることから、協定書が締結されております。

資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 ありがとうございます。

次に、整理番号4番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請地は、〇〇の〇月に1回転用許可をいただいておりますので、鈴木 清推進委員には電話にて説明してあります。

譲受人は、現在〇〇の借地住まいですが、〇〇近くの申請地に専用住宅を建築する計画で、申請地は〇〇〇月に専用住宅の転用許可を受けましたが、当初計画者の都合により取消しとなり、今回新たな譲受人が申請するものです。

接道する道路は、同じ高さにまで山砂を搬入し、埋立て、土留め工事を行います。

排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、東側に隣接する道路排水溝に放流します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 次に、整理番号5番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を〇〇方面に向かって〇〇に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇がある〇〇〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、農地の広がりのない小規模な申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するもので

転用計画は、〇〇場所に近く福利厚生のための従業員用の宿舍用地で、管理棟1棟、共用棟1棟及び居宅6棟を建設する計画です。

申請地では、前面市道より低いため、山砂による盛土造成工事を行います。

排水については、雨水は浸透施設を設置し、流出抑制後、市道側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽により処理し、市道側溝に放流します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の案件について概要を説明します。

案件につきましては、9ページの整理番号1番から16ページの整理番号232番です。

全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は16ページの下段右下に記載のとおりです。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第4号、農地中間管理権設定の整理番号181番から212番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号181番から212番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号181番から212番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の32件の案件を除く200件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、次に採決をいたします。

ただいま分離して審議した議案4号の32件の案件を除く200件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の32件の案件を除く200件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、17ページの整理番号1番から28ページの整理番号375番で、これも全て農地中間管理権の設定となります。合計は28ページの下段左に記載のとおりでございます。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の整理番号93番から98番及び整理番号181番から194番、251番から257番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号93番から98番及び整理番号181番から194番、251番から257番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号93番から98番及び整理番号181番から194番、251番から

257番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の整理番号212番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号212番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号212番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 引き続き、次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の整理番号329番、330番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の整理番号329番、330番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号329番、330番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の30件の案件を除く345件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議 長 14番 片野委員。

1 4番片野委員 4号議案と5号議案ってどこが違っているんですか。

事務局農地班長 まず、4号議案なんですけど、これは一旦地主さんから農地中間管理機構、千葉県の場合は千葉県園芸協会に行って、そこから耕作者に中間管理権を設定するわけなんですけれども、いわゆる認可行為で、これをもって最終的に公告をして、誰々さんは何年何月から何年何月まで10年間貸借が可能ですよとか、そういった扱いの議案になります。

次の5号なんですけれども、これは事前の意見を求めるということで、例えば○○委員が耕作者の案件がありましたけれども、○○委員が耕作をしたいという点でふさわしいか否かを皆さんで審議していただくという場で、これをもって、農政課を通じて県のほうに、特に農業委員会の意見は何もないですよという流れになっています。

1 4番片野委員 分かりました。

議 長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の30件の案件を除く345件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した5号の30件の案件を除く345件については、原案のとおり決定をいたします。

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は47件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は4件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第5条制限除外について、届出の除外件数は70件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第4号 軽微な農地改良届出について、届出件数は3件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時57分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人